

令和7年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書

令和8年3月

島根県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法等	4
第 2	監査の結果	6
I	監査結果（総括）	6
1	改善等を要する事項	6
2	意見	7
II	監査結果（個別）	9
1	（公財）しまね海洋館	9
2	一畑電車沿線地域対策協議会	10
3	（公財）しまね文化振興財団	12
4	（公財）島根県障害者スポーツ協会	15
5	第 8 4 回国民スポーツ大会・第 2 9 回全国障害者スポーツ大会 島根県準備委員会	16
6	島根県競技力向上対策本部	17
7	（公財）しまね自然と環境財団	18
8	（一社）しまね地域医療支援センター	20
9	（公社）島根県畜産振興協会	21
10	（公財）島根県みどりの担い手育成基金	22
11	（公社）島根県観光連盟	23
12	（公財）しまね産業振興財団	25
13	松江商工会議所	28
14	出雲商工会議所	29
15	まつえ南商工会	30
16	隠岐國商工会	31

17	西ノ島町商工会	32
18	(一財) 島根県建築住宅センター	33

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の趣旨

令和 7 年度の財政的援助団体等監査は、地方自治法第 199 条第 7 項^(注 1)の規定に基づき、島根県監査基準に準拠し、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、債務保証等をしている団体及び公の施設^(注 2)の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

(注 1) 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。

(注 2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により 1 千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び 1 千万円未満の補助金等を交付した団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証、信託に係る団体

県が債務保証又は信託(不動産の信託に限る。)をしている団体のうち、特に監査を実施する必要があると認めた団体

エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

令和7年度の監査対象団体は次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	6	6					
公益社団法人	4	3	1	1	2		
一般財団法人	2	2			1		1
公益財団法人	17	6	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
社会福祉法人	2	2					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	11		1		3		7
その他	21	16	1	1	2	1	4
合計 ^(注3)	93	65	6	5	22	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(2) 監査実施団体

令和7年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の18団体を選定し、監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした 財政的援助等の内容
1	(公財) しまね海洋館	しまね暮らし推進課	出資・指定管理
2	一畑電車沿線地域対策協議会	交通対策課	補助金等
3	(公財) しまね文化振興財団	文化国際課	出資・指定管理
		文化財課	指定管理
4	(公財) 島根県障害者スポーツ協会	スポーツ振興課	出資
5	第84回国民スポーツ大会・第29回 全国障害者スポーツ大会島根県準備委 員会	島根かみあり国スポ ・全スポ準備室	補助金等
6	島根県競技力向上対策本部	スポーツ振興課	補助金等
7	(公財) しまね自然と環境財団	自然環境課	出資・指定管理
		環境政策課	補助金等
8	(一社) しまね地域医療支援センター	医療政策課	補助金等
9	(公社) 島根県畜産振興協会	畜産課	出資
10	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
11	(公社) 島根県観光連盟	観光振興課	補助金等
12	(公財) しまね産業振興財団	しまねブランド推進課	補助金等
		産業振興課	補助金等・出資 ・指定管理
		中小企業課	貸付金・損失補償
		雇用政策課	補助金等
13	松江商工会議所	中小企業課	補助金等
14	出雲商工会議所	中小企業課	補助金等
15	まつえ南商工会	中小企業課	補助金等
16	隠岐國商工会	中小企業課	補助金等
17	西ノ島町商工会	中小企業課	補助金等
18	(一財) 島根県建築住宅センター	建築住宅課	補助金等

3 監査の実施方法等

(1) 実施方法

監査実施団体については、原則として実地監査を実施し、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については、書面監査により実施した。

(2) 対象年度

監査は原則として令和6年度を対象とし、必要に応じ令和7年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

(4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から実施した。

(5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
(公財) しまね海洋館	令和7年10月20日
一畑電車沿線地域対策協議会	令和7年10月27日
(公財) しまね文化振興財団	令和7年10月23日 令和7年11月12日
(公財) 島根県障害者スポーツ協会	令和7年11月10日
第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者 スポーツ大会島根県準備委員会	令和7年11月 5日
島根県競技力向上対策本部	令和7年11月 5日
(公財) しまね自然と環境財団	令和7年11月 6日
(一社) しまね地域医療支援センター	令和7年11月 6日
(公社) 島根県畜産振興協会	令和7年10月27日
(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	令和7年10月28日
(公社) 島根県観光連盟	令和7年11月10日
(公財) しまね産業振興財団	令和7年10月28日
(一財) 島根県建築住宅センター	令和7年11月10日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

(6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 吉野和彦

監査委員 福井竜夫

監査委員 山口和志

監査委員 森脇俊樹

なお、地方自治法第199条の2^(注4)の規定により、第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会の監査の執行においては、山口和志監査委員を除斥した。

(注4) 地方自治法第199条の2

監査委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。

第2 監査の結果

I 監査結果（総括）

監査実施団体の出納その他の事務の執行については、監査した限り、重要な点において、おおむね適正に処理されているものと認められた。

なお、改善等を要する事項及び意見については、次のとおりである。

1 改善等を要する事項

(1) 指摘事項^(注5)（団体・所管課）

該当なし

(2) 指導事項^(注6)（団体）（4件）

- ア 補助金に係る仕入控除税額の報告が適当でないもの（1件）
- イ 指定管理施設の維持管理業務における事業計画書の作成及び事業実施の報告が適当でないもの（1件）
- ウ 事務の決裁が規定に沿っていなかったもの（2件）

(3) 指示事項^(注7)（所管課）（2件）

- ア 補助金に係る仕入控除税額の報告の確認が適当でないもの（1件）
- イ 指定管理施設の維持管理業務における事業計画書の確認及び事業実施の確認が適当でないもの（1件）

(注5) 指摘事項 速やかに是正又は改善を要する事項で、公表することが相当と認められるもの。

(注6) 指導事項 指摘事項には至らないが、該当の団体に対して文書によって指導し、是正を求めることが適当なもの。

(注7) 指示事項 指摘事項には至らないが、該当の所管課に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの。

2 意見

監査全般を通じた意見は次のとおりである。

(1) 指定管理者制度導入施設

平成16年度から始まった指定管理者制度は、令和7年4月1日現在で26施設に導入されている。今回監査を行った指定管理者制度導入施設は、下表の7施設であり、そのうち利用料金制^(注8)を採用している施設は4施設である。

	施設	指定管理者	利用料金制
1	島根県立しまね海洋館	(公財) しまね海洋館	○
2	島根県立島根県民会館	(公財) しまね文化振興財団	○
3	島根県芸術文化センター (島根県立石見美術館)		○
4	島根県芸術文化センター (島根県立いわみ芸術劇場)		○
5	島根県立八雲立つ風土記の丘		
6	島根県立三瓶自然館 及びその附属施設	(公財) しまね自然と環境財団	○
7	島根県立産業高度化支援 センター	(公財) しまね産業振興財団	

(注8) 利用料金制 公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなるとともに、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られるもの。

ア 施設・設備の改修等への対応【該当所管課、人事課、管財課】

指定管理者制度を導入している公の施設においては、指定管理者が必要な点検・修繕を行い、県が維持保全計画に基づき改修等を行うことにより、施設の保全に努めているところである。

今回監査を行った施設は、建設から20年以上経過しているものが多く、指定管理者からは、老朽化による設備の維持管理費の増加や機能停止の恐れなどから、設備の改修計画を示してほしいとの意見があった。

については、公の施設の所有者である県は、引き続き計画的に施設・設備の改修を行うほか、団体に対して改修時期の見通しを示すなど適切に対応されたい。

(2) 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた諸準備

【第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会、島根県競技力向上対策本部、(公財)島根県障害者スポーツ協会、スポーツ振興課、島根かみあり国スポ・全スポ準備室】

第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会、島根県競技力向上対策本部及び島根県障害者スポーツ協会は、令和12年に本県で開催される第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会(以下、「大会」という。)に向けて、現在、県と連携して、競技力の向上や大会に向けた諸準備を進めているところである。

そうした中、選手、指導者、大会運営に必要な競技役員及び大会ボランティア等の確保が必ずしも十分とは言えない状況である。

また、大会期間中の宿泊施設や輸送・交通手段の確保についても、今後、具体的な対応策を検討する必要がある。

については、関係機関、諸団体等とも十分な協議・調整の上、選手の発掘・育成、指導者、競技役員及び大会ボランティア等の養成を計画的に進めるとともに、大会期間中の宿泊施設や輸送・交通手段の確保についても、大会期間の延長等により平準化を図るほか、各種専門委員会における意見も踏まえた対応策を検討するなど、大会の開催に向けた着実な諸準備に努められたい。

II 監査結果（個別）

1	団体名	(公財) しまね海洋館	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	-------------	-----	-----------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年4月30日

(2) 設立目的

島根県知事から指定管理者の指定を受けて、島根県が設置する「島根県立しまね海洋館」の管理運営を通じ、多くの人々が日本海の自然や生態とふれあい、楽しく過ごす場を創造し、賑わいの創出や新たな民間活動の誘発により地域の活性化に寄与するとともに、水族の保護、保全を含めた海洋自然の大切さについての普及啓発に努めていく。

(3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円（県出資比率：100%）

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

水族の収集・飼育・展示及び保護・保全の研究に関する事業並びに水族に関する調査研究及び知識の普及啓発に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア しまね海洋館（アクアス）（所在地 浜田市、江津市）

① 指定管理業務の内容

- しまね海洋館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- 水生生物を中心とした収集、飼育及び展示並びに調査研究に関する業務
- 水生生物に関する学習機会の提供及び知識の普及啓発に関する業務
- しまね海洋館の利用の促進に関する業務

② 指定期間 令和5年度～令和12年度

③ 指定管理料 399,668千円（令和6年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

2	団体名	一畑電車沿線地域対策協議会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和48年11月26日

(2) 設立目的

一畑電車の沿線地域における交通を確保し、あわせて当該地域の開発整備について総合的な調整をはかり、もって地域の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 一畑電車沿線地域対策協議会基盤設備維持事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する線路、電路、車両の維持、修繕、更新に要する経費を団体が補助するために、必要な経費を県が負担する。

② 負担金額 100,232千円

イ 一畑電車沿線地域対策協議会安全輸送設備等整備事業負担金

① 内容

一畑電車（株）が実施する安全性向上に資する設備（営業路線に係る信号保安設備、保安通信設備、防護設備、停車場設備、線路設備、電路設備、変電所設備、車両設備等）の整備に要する経費（国が直接補助する額を除く。）を団体が補助するために、必要な経費を県が負担する。

② 負担金額 200,014千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 現状等

平成18年度から一畑電車（株）に対して「インフラ所有権を移転しない上下分離方式」による支援を実施している。令和6年度には「一畑電車支援計画（令和7～16年度）」を策定し、鉄道施設整備及び固定資産部分に対する支援を継続することとした。

また、一畑電車の年間利用者は、令和元年度までは140万人前後で推移していたが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大きく減少した。令和3年度から徐々に回復し、令和6年度は138万人となっている。

ウ 意見

一畑電車への支援

一畑電車を持続可能な地域公共交通とするため、引き続き、施設整備への支援による安全性・利便性の向上、乗り心地・輸送効率の改善等を図るとともに、一畑電車（株）や沿線自治体等と連携し、一畑電車の存続に資する効果的な事業の実施に努められたい。

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	(公財) しまね文化振興財団	所管課	文化国際課 文化財課
---	-----	----------------	-----	---------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成9年3月17日

(2) 設立目的

世界に誇れる伝統的な文化芸術を育んできた島根県民の心豊かな潤いのある文化的生活を支え、未来へ継承していくために、広く県内の文化芸術に関する事業を行い、創造性豊かな活力ある地域社会と文化の香りに包まれた魅力ある島根の実現を通して、県民福祉の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 200,000千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

音楽、演劇その他の芸術及び芸能等の振興、伝統芸能・伝統文化の継承、育成、歴史文化の調査研究等に関する事業や文化芸術活動を通じた次世代育成、県民の文化芸術活動・文化芸術団体への支援等に関する事業を実施している。

(2) 公の施設の指定管理

ア 島根県民会館 (所在地 松江市)

① 指定管理業務の内容

- 会館の施設及び設備の利用の許可に関する業務
- 会館を利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- 会館の広報・利用促進に関する業務
- 施設等の維持管理に関する業務

② 指定期間 令和5年度～令和12年度

③ 指定管理料 289,578千円 (令和6年度)

イ 島根県芸術文化センター (グラントワ) (所在地 益田市)

① 指定管理業務の内容

- センターの施設及び設備の利用の許可に関する業務
- 美術館の観覧料の徴収に関する業務
- 施設等の維持管理に関する業務
- センターの広報・利用促進に関する業務
- センターを利用した文化事業の企画及び実施に関する業務
- 芸術文化に関する情報の収集及び提供に関する業務

② 指定期間 令和5年度～令和12年度

③ 指定管理料 440,200千円（令和6年度）

ウ 八雲立つ風土記の丘（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- 資料館の入館料の徴収に関する業務
- 風土記の丘の施設及び設備の維持管理並びに風土記の丘を構成する史跡の活用及び環境の保全に関する業務
- 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する専門的な調査研究に関する業務

② 指定期間 令和5年度～令和12年度

③ 指定管理料 71,652千円（令和6年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 現状等

島根県民会館（大・中ホール）、島根県芸術文化センター（施設）、八雲立つ風土記の丘（展示学習館）の入館者数は、新型コロナウイルスの影響により令和2年度は激減したが、令和3年度からは回復傾向にある。令和6年度実績は、島根県民会館は243,587人、八雲立つ風土記の丘は14,839人と目標を上回ったが、島根県芸術文化センターは、回復しているものの252,130人と目標の350,000人を大幅に下回った。

なお、島根県民会館は、令和8年3月から大規模改修により休館（6月から全館休館）し、令和10年1月リニューアルオープンの予定である。

ウ 意見

入館者の増に向けた取組

島根県芸術文化センターにおいては、魅力的な公演や企画展の開催のほか、施設の建築物としての魅力発信の強化や今まで訪れることが少なかった若い世代への働きかけなど、他の施設の取組も参考とし、県、関係機関（民間事業者）等と連携して入館者の増に向けた新たな取組を検討されたい。

島根県民会館においては、リニューアルオープン後に、さらなる入館者の増や満足度向上につながるよう、県、関係機関等と連携して準備に努められたい。

(2) 所管課（文化国際課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

入館者の増に向けた取組への支援

団体に対する意見で述べたように、団体と連携し、入館者の増に向けた取組を支援されたい。

(3) 所管課（文化財課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

4	団体名	(公財)島根県障害者スポーツ協会	所管課	スポーツ振興課
---	-----	------------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和54年5月7日

(2) 設立目的

障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることに
より、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性
の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 193,371千円 (県出資比率：78.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

障がい者のスポーツ活動の振興、障がい者のスポーツ活動に関する調査研
究、広報啓発及び障がい者のスポーツ活動の支援者育成に必要な事業を実施
している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会島根県準備委員会	所管課	島根かみあり国スポ ・全スポ準備室
---	-----	--------------------------------------	-----	----------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 令和2年10月2日

(2) 設立目的

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会を島根県において開催するために必要な準備を行う。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会準備事業に係る負担金

① 内容

第84回国民スポーツ大会及び第29回全国障害者スポーツ大会の準備のため、準備委員会等各種委員会の開催、先催県等の視察、県民向け広報・機運醸成、競技役員等の養成、中央競技団体の視察、事務局の運営等に係る経費を負担する。

② 負担金額 46,759千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

6	団体名	島根県競技力向上対策本部	所管課	スポーツ振興課
---	-----	--------------	-----	---------

1 団体の概要

(1) 設立時期 令和3年2月3日

(2) 設立目的

第84回国民スポーツ大会に向けた競技力の向上を図り、大会終了後も更なる本県のスポーツの推進に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 負担金

ア 島根県競技力向上対策事業負担金

① 内容

競技力向上対策のため、組織体制の整備・充実、選手の発掘・育成・強化、指導者の養成・資質の向上、選手・指導者を支える環境整備等に係る経費を負担する。

② 負担金額 454,239千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7	団体名	(公財)しまね自然と環境財団	所管課	自然環境課 環境政策課
---	-----	----------------	-----	----------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成3年7月1日

(2) 設立目的

島根県内の自然系博物館施設及び自然公園施設等の管理運営を通じ、自然公園の保護と利用の増進に資するとともに、地球環境保全、自然環境の保護及びその他の環境の保全に関する普及啓発事業等を実施し、広く県民に対して環境の保全の重要性を訴え、もって島根県の環境の保全及び地域の振興に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 123,000千円 (県出資比率: 92.5%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

自然保護及び自然環境に関する調査研究・普及啓発事業、環境教育及び環境学習に関する事業、地球環境の保全に関する事業並びに自然資源の利用促進等を通じた地域振興事業を実施している。

(2) 補助金

ア みんなで取り組む島根の環境づくり事業補助金

① 内容

財団が行う環境保全活動の推進事業等を支援することにより、環境の保全とより良い環境の創造に関する県民意識の高揚を図るとともに、地域における自発的な活動の推進と活性化を図る。

② 補助金額 41,890千円

(3) 公の施設の指定管理

ア 三瓶自然館(サヒメル)及びその附属施設(所在地 大田市)

① 指定管理業務の内容

- 三瓶自然館及びその附属施設の施設及び設備の管理運営に関する業務
- 自然保護に関する普及啓発及び調査研究に関する業務
- 環境学習の推進に関する業務

② 指定期間 令和5年度～令和12年度

③ 指定管理料 353,284千円(令和6年度)

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課（自然環境課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(3) 所管課（環境政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

8	団体名	(一社)しまね地域医療支援センター	所管課	医療政策課
---	-----	-------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成25年3月21日

(2) 設立目的

島根県内での医師のキャリア形成等を支援し、医師、特に若手医師の県内定着を図ることにより、島根県の地域医療の確保に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 一般社団法人しまね地域医療支援センター管理費補助金

① 内容

(一社)しまね地域医療支援センターの管理に要する経費を補助する。

② 補助金額 12,333千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 現状等

団体の目的は、一人でも多くの若手医師に県内定着してもらうことである。そのためにキャリア形成や研修体制の充実などの支援を行っており、支援の対象となる地域卒出身医師や奨学金等の貸与を受けた医師は年々増加している。

ウ 意見

円滑な事業の実施

団体の支援の対象者は、今後も増加し、面談等の業務量がさらに増えていくことが予想される。

については、若手医師の着実な県内定着に向け、円滑な事業の実施に引き続き努められたい。

9	団体名	(公社) 島根県畜産振興協会	所管課	畜産課
---	-----	----------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和43年3月13日

(2) 設立目的

畜産業を営む者に対して、経営支援・指導、家畜及び畜産物の価格・経営安定対策、家畜衛生対策、家畜の改良並びに畜産に関する知識及び技術の普及啓発等の事業を推進することにより、畜産の振興に寄与し、国民への安全で安心な畜産物を安定的に提供する。

(3) 県の出資状況

出資金額 90,000千円 (県出資比率: 41.1%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

畜産に関する生産の振興及び経営技術の指導に関する事業、肉用子牛、肥育牛の経営安定のための補給金、補てん金の交付に関する事業、家畜伝染性疾病の予防措置及び自衛防疫の推進に関する事業などを実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

10	団体名	(公財) 島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	---------------------	-----	-----

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成5年3月22日

(2) 設立目的

島根県内において森林整備に従事する者の確保・育成に関する事業を行い、森林の整備が適切に行われることにより、県土の保全、水資源の確保、地球温暖化防止等の森林の有する公益的機能の維持・増進、うるおいと活力ある県民生活の向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1, 253, 046千円 (県出資比率: 88.4%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

島根県内の林業労働力の安定的確保及び若い担い手の育成を図ることを目的として、森林組合等県内林業事業体を対象に人材育成事業、労働安全管理事業、雇用改善事業に係る各種助成事業を実施している。

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

11	団体名	(公社) 島根県観光連盟	所管課	観光振興課
----	-----	--------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年4月1日

(2) 設立目的

島根県における観光事業の健全な発達と振興を図るとともに、観光を通じて地域の活性化に資する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公益社団法人島根県観光連盟補助金

① 内容

本県の観光事業の振興を図るため、団体の運営費及び事業費の一部を補助する。

② 補助金額 117,817千円

イ しまね観光誘客推進事業費補助金

① 内容

本県の観光振興に資することを目的として、観光客誘致を促進するための情報発信及び魅力ある観光地づくりに向けた地域の取組等の支援に要する経費を補助する。

② 補助金額 209,048千円

(2) 負担金

ア 島根県観光客誘致促進共同事業負担金

① 内容

県、市町村、民間団体が一体となった観光振興を促進するために、団体が実施する事業に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 9,000千円

イ 島根県観光連盟縁結びブランド誘客促進事業負担金

① 内容

県が推進する「ご縁」と「美肌」観光の取り組みと連携しつつ、出雲路圏域への誘客を促進するため、団体が実施する事業に要する経費の一部を負担する。

② 負担金額 10,150千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 2	団体名	(公財) しまね産業振興財団	所管課	しまねブランド推進課 産業振興課 中小企業課 雇用政策課
-----	-----	----------------	-----	---------------------------------------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成11年3月9日

(2) 設立目的

県内産業の高度化及び新たな産業の育成を促進し、本県産業の活性化と県民の福祉向上に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 146,196千円 (県出資比率: 100%)

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業

県内企業の競争力強化・技術力向上を支援する事業、県内企業の製品及び技術の販路開拓や販路拡大を支援する事業並びに県内情報産業の競争強化を支援する事業を実施している。

(2) 補助金

ア しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金

① 内容

団体が産業の高度化と新産業の創出を目指して行う企業支援活動を円滑に進めるために造成された基金に対して補助する。

② 補助金額 672,444千円

イ 公益財団法人しまね産業振興財団管理費補助金

① 内容

団体の安定した運営を図るため、その業務遂行に必要な人件費及び事務費を補助する。

② 補助金額 306,653千円

(3) 貸付金

ア 島根県単中小企業設備貸与資金貸付金

① 内容

中小企業の創業、経営基盤の強化及び経営の革新に寄与するため、団体が行う島根県単中小企業設備貸与事業に必要な資金の一部を貸し付ける。

② 貸付金額

令和5年度末残高	520,997千円
令和6年度貸付額	0円
令和6年度返済額	203,959千円
令和6年度末残高	317,038千円

(4) 損失補償

ア 島根県単中小企業設備貸与事業に係る損失補償

① 内容

島根県単中小企業設備貸与事業に関して、団体の受ける貸与設備代金相当額に係る損失について補償する。

② 令和6年度末損失補償債務残高 377,546千円

(5) 公の施設の指定管理

ア 産業高度化支援センター（テクノアークしまね）（所在地 松江市）

① 指定管理業務の内容

- 産業高度化支援センターの使用料の徴収に関する業務
- 産業高度化支援センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- 産業技術センターの施設及び設備で知事が定めるものの維持管理に関する業務

② 指定期間 令和2年度～令和6年度

③ 指定管理料 253,883千円（令和6年度）

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 現状等

近年の物価・エネルギー価格の高騰、人手不足等により県内企業にとって厳しい経営環境が続いている。

団体では、エネルギーコスト削減につながる設備投資への支援とともに、コスト上昇の抑制を目的に行う新たな生産プロセスの構築や産業サプライチェーンの再構築による新たな市場への進出等の支援を集中的に行っている。

また、デジタル技術の導入支援、人材確保・育成支援等にも重点的に取り組んでいる。

ウ 意見

力強い産業づくり

島根創生を進めていくためには「力強い産業」をつくることは大変重要であり、その実現に向け、県内企業に対して様々な支援等に取り組む団体の果たす役割は非常に大きい。

については、団体のこれまでの様々な取組の結果を検証するとともに、県や関係機関等と連携し、島根の強みである豊かな自然・歴史・文化や地域産業の集積などを活かして、県内産業の競争力を強化し、魅力ある雇用の場の創出・維持に取り組まれない。

(2) 所管課（しまねブランド推進課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

地域資源を活かした産業振興

団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、地域資源を活かした産業振興に引き続き取り組まれない。

(3) 所管課（産業振興課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

ものづくり・IT産業の振興

団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、ものづくり・IT産業の振興に引き続き取り組まれない。

(4) 所管課（中小企業課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

中小企業振興

団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、県内産業の競争力強化に向け、中小企業振興に引き続き取り組まれない。

(5) 所管課（雇用政策課）

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

魅力ある雇用の場の創出・維持

団体に対する意見で述べたように、団体と連携して、魅力ある雇用の場の創出・維持に引き続き取り組まれない。

13	団体名	松江商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 明治27年3月16日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 144,908千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

14	団体名	出雲商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和21年10月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 64,936千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

15	団体名	まつえ南商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 46,658千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	隠岐國商工会	所管課	中小企業課
----	-----	--------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期

平成20年4月1日

(海士町、知夫村の各商工会が合併)

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 27,217千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	西ノ島町商工会	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和37年1月20日

(2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 19,430千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	(一財) 島根県建築住宅センター	所管課	建築住宅課
----	-----	------------------	-----	-------

1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和49年7月13日

(2) 設立目的

建築物に関する安全性の確保及び適正な維持管理を推進することにより、地域住民の生命、健康及び財産の保護を図るとともに、住宅に関する知識技術の啓発、普及等の住宅に関する各種の事業を実施し、県民の福祉の向上に寄与する。

2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費補助金

① 内容

安全で安心して生活できる良質な住宅ストックを形成するため、県内の既存住宅の所有者に、バリアフリー改修、子育てに資する改修及び部分的耐震改修に要する工事費の一部を助成する事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 161,337千円

3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

令和7年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

令和8年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651 FAX (0852) 22-6212

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiin/>

メールアドレス kansa@pref.shimane.lg.jp